

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

① 園児の感染が判明した場合

在籍園は臨時休園、消毒等

- ・当該園児は入院、自宅待機（登園停止）
- ・濃厚接触者と疑われる園児、職員は自宅待機
- ・兄弟姉妹は自宅待機（登園停止）

② 職員などの感染が判明した場合

在籍園は臨時休園、消毒等

- ・当該職員は入院、自宅待機
- ・濃厚接触者と疑われる園児、職員は自宅待機

③ 園児・職員の家族の感染が判明した場合

在籍園は通常保育、状況により臨時休園

- ・当該園児、職員は自宅待機

④ 園児・職員の家族が濃厚接触者に特定された場合

在籍園は通常保育

- ・当該園児、職員は自宅待機

⑤ 北斗市内において上記以外の感染が判明した場合

通常保育

- ・濃厚接触者と疑われる園児は、自宅待機
- ・濃厚接触者と疑われる職員は、自宅待機

◆臨時休園の期間

- ・消毒や濃厚接触者の特定など、安全が確認されるまで。

◆登園停止などの期間

○感染した場合

- ・保健所や医療機関の指示による

○濃厚接触者に特定された場合

- ・感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間程度

○濃厚接触者に特定されなかった場合

- ・特定されないと明確になる日まで

◆登園停止などの期間

○検査結果に基づいて判断

- ・家族の陰性が確認されるまでの間
- ・家族が陽性の場合は③の対応

◆登園停止などの期間

○濃厚接触者に特定された場合

- ・感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間程度

○濃厚接触者に特定されなかった場合

- ・特定されないと明確になる日まで